

(報告事項力)

松本市議会個人情報保護条例の施行状況について

1 趣旨

松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号。以下「条例」という。）第50条第2項各号の規定により、令和6年度及び令和7年度7月末までの松本市議会個人情報保護条例の施行状況について報告するものです。

2 松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「規程」という。）第5条（保有個人情報及び仮名加工情報に係る安全管理措置）に基づく具体的な措置（条例第50条第2項第1号関係）

(1) 安全管理措置執行責任者の任命（継続）

議会事務局次長 住吉 真治（令和5年4月1日～）

(2) 松本市議会個人情報取扱事務登録簿の見直し

令和6年度第2回個人情報保護制度審議会（令和7年3月24日）において、規程第5条第2号に基づき作成している個人情報取扱事務登録簿について、個人情報取扱事務ごとに、個人情報の利用目的が具体的にわかるようにすべき旨の指摘をいただいたことから、事務及び個人情報の利用目的の見直しなど、同登録簿について所要の見直しを行ったもの（令和7年8月1日付け）。個人情報取扱事務数については、13事務から11事務に減少しました。

No.	区分	個人情報取扱事務名	備考
1	変更	議会事務局庶務業務	利用目的を明確化
2	変更	議会人事業務	事務の名称及び利用目的を明確化した上で、議会人事に含まれるNo.6を統合
3	変更	議員報酬支給業務	利用目的を明確化、経常的な外部提供の追加
4	変更	請願書・陳情書処理業務	オンライン手続開始に伴う保有個人情報の追加
5	変更	議長会関係業務	利用目的を明確化
6	廃止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための傍聴者に係る情報の収集業務	事務の廃止に伴う廃止
7	廃止	選挙管理委員及び同補充員の選挙業務	No.2に統合

※ 上記のほか、内容に変更がない範囲で、言い回しの統一を図りました。

(3) 個人情報取扱従事者への研修

ア 令和6年度

(ア) 日時 令和7年3月14日（金）午前8時45分～午前9時15分

(イ) 受講者 議会事務局職員12名

(ウ) 内容

a 個人情報保護制度の概要

b 個人情報取扱事務登録簿と個人情報の外部提供

c セキュリティ対策

イ 令和7年度

(ア) 日 時 令和7年5月19日(月) 午前8時45分～午前9時15分

(イ) 受講者 議会事務局職員12名

(ウ) 内 容

a 個人情報保護制度の概要

b 個人情報の外部提供に係る事務手順

3 保有個人情報の利用目的の変更(条例第50条第2項第2号関係)

上記2(2)の個人情報取扱事務登録簿の見直しに伴い、次の個人情報取扱事務に係る保有個人情報の利用目的について、条例第4条第3項に規定する「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」内の変更を行いました。

事務名	変更前	変更後
議会事務局 庶務業務	研修会、市民との交流会議等の開催とそれに伴う謝礼・報酬等の支払い	議員研修会、交流事業等議会行事の実施(報酬・費用弁償の支払い、宿泊先等旅程の手配等)のために利用するもの
議会人事業務	叙勲上申、慶弔、通称利用等議会人事に利用するもの(議会人事業務)	議会人事(法令又は慣例により議会が決定し、又は決定に関与する議会内及び議会外の役職に係る人事)、栄典・表彰、慶弔等の儀礼及び通称等使用の実施のために利用するもの
	地方自治法の趣旨を踏まえ、適法かつ適正な選挙を執行するために利用するもの(選挙管理委員及び同補充員の選挙)	
議員報酬支給業務	市議会議員へ報酬、期末手当、費用弁償の支給に関する業務及び本人からの給与等に関する照会への回答に利用するもの	市議会議員へ報酬、期末手当、費用弁償の支給に関する業務及びこれに付随する業務(税申告関係業務並びに本人及び年金運営団体からの照会対応業務)のために利用するもの
議長会関係業務	議長会関係業務のため、議員の経歴等を収集し、利用するもの	北信越市議会議長会及び長野県市議会議長会の運営のため、会員市議会議員の個人情報を収集し、議長会人事(法令又は慣例により議会が決定し、又は決定に関与する議長会内及び議長会外の役職に係る人事)並びに表彰及び慶弔その他の儀礼のために利用するもの

※ 上記のほか、内容に変更がない範囲で、言い回しの統一を図りました(～のために利用するもの)。

4 利用目的以外の利用及び提供（条例第50条第2項第3号関係）
別紙1のとおり

5 保有個人情報に対する開示請求等の処理状況（条例第50条第2項第5号関係）

(1) 開示請求・処理状況（令和6年4月1日～令和7年7月31日）（件）

請求件数	請求対象 記録数	処理の内訳				審査請求
		開示	部分開示	取下げ	不存在等	
0	0	0	0	0	0	0

(2) 訂正請求・処理状況（令和6年4月1日～令和7年7月31日） なし

(3) 利用停止請求・処理状況（令和6年4月1日～令和7年7月31日） なし

(4) 審査請求の状況（令和6年4月1日～令和7年7月31日） なし

6 その他

令和6年度第2回松本市個人情報保護制度審議会における指摘（デジタルの活用）を踏まえ、例外的に保有個人情報の利用目的以外の利用及び外部提供をする場合の、事務処理手順を見直しました（全数把握を徹底するため、個人情報の目的外利用及び外部提供に係るExcel台帳を作成し、担当者が局内決裁時に同台帳に入力し、決裁権者が確認することで、事務の適正執行を確保するもの）。

7 参考条文

別紙2のとおり